

令和 7 年長浜市議会定例会

令和 7 年 1 2 月定例月議会

議案書

- 2 令和 7 年度長浜市一般会計補正予算（第 6 号）
- 20 令和 7 年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 28 令和 7 年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 36 令和 7 年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 44 令和 7 年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 52 令和 7 年度長浜市病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 56 令和 7 年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 60 長浜市名誉市民条例の制定について
- 61 長浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 62 長浜市職員旅費支給条例の一部改正について
- 63 長浜市手数料条例の一部改正について
- 64 長浜市環境保全のための旅館等建築等規制条例の一部改正について
- 65 長浜市下水道条例の一部改正について
- 66 長浜市立学校の設置等に関する条例の一部改正について
- 67 長浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 68 西浅井地域振興関連施設の指定管理者の指定について
- 69 湖北みずどりステーションの指定管理者の指定について

令和7年度長浜市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度長浜市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ887,712千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,571,247千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年11月28日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		218,988	10	218,998
	2 負担金	191,857	10	191,867
14 国庫支出金		9,759,521	98,149	9,857,670
	1 国庫負担金	7,005,727	112,916	7,118,643
	2 国庫補助金	2,725,699	△14,767	2,710,932
15 県支出金		4,880,418	104,331	4,984,749
	1 県負担金	2,352,877	56,458	2,409,335
	2 県補助金	2,080,945	47,873	2,128,818
17 寄附金		558,655	334,000	892,655
	1 寄附金	558,655	334,000	892,655
18 繰入金		5,083,578	49,579	5,133,157
	1 基金繰入金	5,027,463	49,579	5,077,042
19 繰越金		364,147	314,687	678,834
	1 繰越金	364,147	314,687	678,834
20 諸収入		1,444,365	32,156	1,476,521
	5 雑入	1,370,602	32,156	1,402,758
21 市債		1,808,000	△45,200	1,762,800
	1 市債	1,808,000	△45,200	1,762,800
歳入合計		60,683,535	887,712	61,571,247

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		6,930,823	346,499	7,277,322
	1 総務管理費	5,686,839	346,499	6,033,338
3 民生費		24,239,079	264,945	24,504,024
	1 社会福祉費	12,731,638	227,976	12,959,614
	2 児童福祉費	9,665,625	36,969	9,702,594
6 農林水産業費		2,368,440	23,939	2,392,379
	1 農業費	2,230,124	23,939	2,254,063
7 商工費		1,775,801	161,387	1,937,188
	1 商工費	1,775,801	161,387	1,937,188
8 土木費		4,826,082	71,862	4,897,944
	3 河川費	329,312	9,262	338,574
	4 都市計画費	2,174,052	2,600	2,176,652
	5 住宅費	208,719	60,000	268,719
9 消防費		2,404,243	4,290	2,408,533
	1 消防費	2,404,243	4,290	2,408,533
10 教育費		8,109,060	14,790	8,123,850
	2 小学校費	1,570,682	4,790	1,575,472
	3 中学校費	1,579,241	△81,000	1,498,241
	6 保健体育費	1,924,033	91,000	2,015,033
歳 出 合 計		60,683,535	887,712	61,571,247

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	人事管理事務経費	1,760
8 土木費	4 都市計画費	都市公園等管理事業費	2,600
	5 住宅費	住宅建築改修等支援事業費	37,300
10 教育費	6 保健体育費	学校給食センター管理運営事業費	91,000

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
海道・あぢかまの宿関連施設指定管理料	令和8年度から令和10年度まで	18,120千円
永原駅コミュニティハウス関連施設指定管理料	令和8年度から令和10年度まで	21,036千円
湖北中学校エレベーター設置等工事	令和7年度から令和8年度まで	140,000千円
北淡海・丸子船の館指定管理料	令和8年度から令和10年度まで	13,143千円

廃止

事項	期間	限度額
湖北中学校長寿命化改修工事（2期工事）	令和7年度から令和8年度まで	1,070,000千円

第4表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災施設整備事業	千円 3,500	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設整備事業	千円 785,200	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 736,500	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和 7 年度長浜市一般会計
補正予算（第 6 号）説明書

歳入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 2 負担金

目	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費負担金	80	10	90
計	191,857	10	191,867

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
3 民生費国庫負担金	6,778,494	112,916	6,891,410
計	7,005,727	112,916	7,118,643

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
3 民生費国庫補助金	591,360	12,322	603,682
10 教育費国庫補助金	350,814	△27,089	323,725
計	2,725,699	△14,767	2,710,932

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
3 民生費県負担金	2,348,863	56,458	2,405,321
計	2,352,877	56,458	2,409,335

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 総務費県補助金	187,139	10,000	197,139
3 民生費県補助金	873,954	12,322	886,276
6 農林水産業費県補助金	537,808	19,377	557,185
8 土木費県補助金	119,659	6,174	125,833
計	2,080,945	47,873	2,128,818

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
2 総務費寄附金	558,655	334,000	892,655
計	558,655	334,000	892,655

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 農業費負担金	10	水利施設管理強化事業負担金 10

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 しょうがい者福祉費負担金	112,916	自立支援給付費負担金 104,670 障害児給付費負担金 8,246

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 児童福祉費補助金	12,322	子ども子育て支援交付金 12,322
2 中学校費補助金	△27,089	学校施設整備費補助金 △27,089

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 しょうがい者福祉費負担金	56,458	自立支援給付費負担金 52,335 障害児給付費負担金 4,123

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	10,000	北の近江振興プロジェクト推進補助金 10,000
4 児童福祉費補助金	12,322	地域子育て支援事業費補助金 12,322
2 農業振興費補助金	11,487	担い手農地集積促進事業費補助金 11,487
3 農地費補助金	7,890	水利施設管理強化事業費補助金 7,890
1 土木管理費補助金	6,174	余呉地域振興事業交付金 6,174

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費寄附金	334,000	総務管理寄附金 334,000

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
5 教育施設整備基金繰入金	517,300	△5,211	512,089
10 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金繰入金	95,019	50,000	145,019
12 子ども未来教育基金繰入金	287,362	4,790	292,152
計	5,027,463	49,579	5,077,042

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	364,147	314,687	678,834
計	364,147	314,687	678,834

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
5 雑入	1,370,581	32,156	1,402,737
計	1,370,602	32,156	1,402,758

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
9 消防債	97,600	3,500	101,100
10 教育債	838,700	△48,700	790,000
計	1,808,000	△45,200	1,762,800

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 教育施設整備基金繰入金	△5,211	
1 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金繰入金	50,000	
1 子ども未来教育基金繰入金	4,790	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	314,687	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 民生費雑入	32,156	後期高齢者医療市町負担金返還金 32,156

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 防災施設整備事業債	3,500	防災行政無線整備事業債 3,500
1 学校教育施設整備事業債	△48,700	中学校整備事業債 △48,700

歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 財務管理費	1, 269, 971	346, 499	1, 616, 470			334, 000	12, 499
計	5, 686, 839	346, 499	6, 033, 338			334, 000	12, 499

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 しょうがい福祉費	4,956,868	225,831	5,182,699	169,374			56,457
4 老人福祉費	2,202,023	2,145	2,204,168				2,145
計	12,731,638	227,976	12,959,614	169,374			58,602

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 児童福祉総務費	3,781,618	36,969	3,818,587	24,644			12,325
計	9,665,625	36,969	9,702,594	24,644			12,325

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 農業振興費	327,636	11,487	339,123	11,487			
5 農地費	1,530,403	12,452	1,542,855	7,890		10	4,552
計	2,230,124	23,939	2,254,063	19,377		10	4,552

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	346,499	☐ 公有財産管理事務経費 346,499 地域福祉基金積立金 101,484 文化芸術振興基金積立金 31,334 協働でつくる長浜まちづくり基金積立金 △18,762 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金積立金 170,112 子ども未来教育基金積立金 △22,807 環境と社会経済の好循環創造基金積立金 85,138

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 扶助費	225,831	☐ しょうがい者自立支援給付事業費 225,831 扶助費 225,831
27 繰出金	2,145	☐ 介護保険特別会計繰出金 2,145

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	15,452	☐ 放課後児童クラブ運営事業費 36,969
18 負担金、補助 及び交付金	21,517	放課後児童クラブ事業委託料 15,452 放課後児童クラブ施設整備等支援事業補助金 21,517

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	11,487	☐ 農業経営支援事業費 11,487 農地集積協力事業交付金 11,487
18 負担金、補助 及び交付金	10,520	☐ 農業用施設整備等助成事業費 10,520 水利施設管理強化費補助金 10,520
27 繰出金	1,932	☐ 農業集落排水事業特別会計繰出金 1,932

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 商工業振興費	908,187	161,387	1,069,574				161,387
計	1,775,801	161,387	1,937,188				161,387

(款) 8 土木費
(項) 3 河川費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
5 丹生ダム対策費	97,629	9,262	106,891	6,174			3,088
計	329,312	9,262	338,574	6,174			3,088

(款) 8 土木費
(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 公園管理費	62, 146	2, 600	64, 746				2, 600
計	2, 174, 052	2, 600	2, 176, 652				2, 600

(款) 8 土木費
(項) 5 住宅費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 住環境対策費	5,954	60,000	65,954	10,000		50,000	
計	208,719	60,000	268,719	10,000		50,000	

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 災害対策費	264,305	4,290	268,595		3,500		790
計	2,404,243	4,290	2,408,533		3,500		790

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11 役務費	1,356	□商工振興事務経費	161,387
12 委託料	160,031	手数料	1,356
		ふるさと寄附事務業務委託料	160,031

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	9,262	□地域振興事業費	9,262
		ウッディパル余呉他整備検討業務委託料	9,262

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	2,600	□都市公園等管理事業費	2,600
		整備事業費	2,600

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	60,000	□住宅建築改修等支援事業費	60,000
		ながはま次世代住宅新築リフォーム支援事業補助金	60,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	4,290	□自主防災体制づくり事業費	4,290
		情報システム委託料	4,290

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 小学校管理費	1, 115, 149	4, 790	1, 119, 939			4, 790	
計	1, 570, 682	4, 790	1, 575, 472			4, 790	

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
1 中学校管理費	1, 450, 359	△81, 000	1, 369, 359	△27, 089	△48, 700	△5, 211	
計	1, 579, 241	△81, 000	1, 498, 241	△27, 089	△48, 700	△5, 211	

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 学校給食費	1, 107, 852	91, 000	1, 198, 852				91, 000
計	1, 924, 033	91, 000	2, 015, 033				91, 000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
17 備品購入費	4,790	□小学校統合準備経費 4,790 備品購入費 4,790

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	△81,000	□中学校校舎等維持管理経費 △81,000 整備事業費 △81,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
17 備品購入費	91,000	□学校給食センター管理運営事業費 91,000 備品購入費 91,000

債務負担行為で令和8年度以降にわたるものについての令和6年度末までの支出額
又は支出額の見込み、及び令和7年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令和6年度末までの 支 出 （ 見 込 ） 額		令和7年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
海道・あぢかまの宿関連施設指定管理料	18,120			令和8年度から 令和10年度まで	18,120				18,120
永原駅コミュニティハウス関連施設指定管理料	21,036			令和8年度から 令和10年度まで	21,036				21,036
湖北中学校エレベーター設置等工事	140,000			令和7年度から 令和8年度まで	140,000	11,716	19,200	109,084	
北淡海・丸子船の館指定管理料	13,143			令和8年度から 令和10年度まで	13,143				13,143

令和 7 年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 183 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10, 746, 690 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 11 月 28 日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰越金		45,794	1,183	46,977
	1 繰越金	45,794	1,183	46,977
歳入合計		10,745,507	1,183	10,746,690

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸支出金		132,629	1,183	133,812
	2 償還金及び還付加算金	90,032	1,183	91,215
歳出	合計	10,745,507	1,183	10,746,690

令和 7 年度長浜市国民健康保険特別会計 補正予算（第 3 号）説明書

歳入

(款) 11 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	45,794	1,183	46,977
計	45,794	1,183	46,977

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	1,183	

歳出

(款) 5 諸支出金

(項) 2 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 償還金	78,737	1,183	79,920				1,183
計	90,032	1,183	91,215				1,183

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
22 償還金、利子 及び割引料	1,183	☐ 償還金	1,183

令和7年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ122,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,890,487千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,384,630	122,000	1,506,630
	1 後期高齢者医療保険料	1,384,630	122,000	1,506,630
歳入合計		1,768,487	122,000	1,890,487

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		1,740,477	122,000	1,862,477
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	1,740,477	122,000	1,862,477
歳 出	合 計	1,768,487	122,000	1,890,487

令和 7 年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計 補正予算（第 2 号）説明書

歳入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計
1 特別徴収保険料	974,246	61,990	1,036,236
2 普通徴収保険料	410,384	60,010	470,394
計	1,384,630	122,000	1,506,630

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 現年度分	61,990	
1 現年度分	60,010	

歳出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,740,477	122,000	1,862,477			122,000	
計	1,740,477	122,000	1,862,477			122,000	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	122, 000	☐ 後期高齢者医療広域連合納付金 122, 000

令和7年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,145千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,614,433千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		1,966,362	2,145	1,968,507
	1 他会計繰入金	1,832,356	2,145	1,834,501
歳入合計		12,612,288	2,145	12,614,433

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		293,906	2,145	296,051
	1 総務管理費	204,456	2,145	206,601
歳 出 合 計		12,612,288	2,145	12,614,433

令和 7 年度長浜市介護保険特別会計

補正予算（第 2 号）説明書

歳入

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	1, 832, 356	2, 145	1, 834, 501
計	1, 832, 356	2, 145	1, 834, 501

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 その他一般会計繰入金	2,145	事務費繰入金	2,145

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	198,769	2,145	200,914				2,145
計	204,456	2,145	206,601				2,145

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	2,145	□介護保険一般管理事務経費	2,145
		情報システム委託料	2,145

令和 7 年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 9 3 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 2 6 0, 9 3 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		776,417	1,932	778,349
	1 他会計繰入金	776,417	1,932	778,349
歳入合計		1,259,000	1,932	1,260,932

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 農業集落排水事業費		812,338	1,932	814,270
	1 農業集落排水事業費	812,338	1,932	814,270
歳 出 合 計		1,259,000	1,932	1,260,932

令和 7 年度長浜市農業集落排水事業
特別会計補正予算（第 1 号）説明書

歳入

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	776,417	1,932	778,349
計	776,417	1,932	778,349

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	1,932	

歳出

(款) 2 農業集落排水事業費

(項) 1 農業集落排水事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 施設管理費	737,807	1,932	739,739				1,932
計	812,338	1,932	814,270				1,932

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
26 公課費	1,932	□処理施設管理経費	1,932
		公課費	1,932

令和7年度長浜市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度長浜市病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度長浜市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第2款 湖北病院事業収益	3,647,000 千円	64,000 千円	3,711,000 千円
第1項 医業収益	2,334,785 千円	34,000 千円	2,368,785 千円
第2項 医業外収益	774,515 千円	30,000 千円	804,515 千円
支 出			
第2款 湖北病院事業費用	3,947,000 千円	64,000 千円	4,011,000 千円
第1項 医業費用	3,217,248 千円	64,000 千円	3,281,248 千円

（債務負担行為の補正）

第3条 予算第5条の表に次の事項、期間及び限度額を加える。

長浜市立湖北病院 放射線機器一括保守業務	令和8年度	17,000千円
-------------------------	-------	----------

（たな卸資産の購入限度額の補正）

第4条 予算第11条中「490,000千円」を「524,000千円」に改める。

令和7年11月28日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 7 年度長浜市病院事業会計 補正予算（第 2 号）説明書

令和7年度 長浜市病院事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
2. 湖 北 病 院			3,647,000	64,000	3,711,000	
事 業 収 益	1. 医業収益		2,334,785	34,000	2,368,785	
		1. 入院収益	1,323,429	34,000	1,357,429	
	2. 医業外収益		774,515	30,000	804,515	
		8.その他医業外収益	37,214	30,000	67,214	保険金収入

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
2. 湖 北 病 院			3,947,000	64,000	4,011,000	
事 業 費 用	1. 医業費用		3,217,248	64,000	3,281,248	
		2.材料費	397,775	34,000	431,775	薬品費 診療材料費
		3.経費	667,804	30,000	697,804	修繕費

債務負担行為に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳	
		期間	金額	期間	金額	医業収益	企業債
長浜市立湖北病院 放射線機器一括保守業務	千円 17,000		千円	令和 8 年度	千円 17,000	千円 17,000	千円

令和 7 年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 7 年度長浜市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	3,844,678 千円	8,977 千円	3,853,655 千円
第 2 項 営業外費用	316,426 千円	8,977 千円	325,403 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文中括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,461,026 千円は、当年度分損益勘定留保資金 1,352,635 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 108,391 千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,455,801 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 108,391 千円、減債積立金 840,375 千円、過年度分損益勘定留保資金 507,035 千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	3,371,478 千円	3,800 千円	3,375,278 千円
第 1 項 企業債	2,453,500 千円	3,800 千円	2,457,300 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	4,832,504 千円	△1,425 千円	4,831,079 千円
第 2 項 償還金	2,938,394 千円	△1,425 千円	2,936,969 千円

（企業債の補正）

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業	千円 2,453,500	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 2,457,300	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和7年11月28日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 7 年度長浜市公共下水道事業会計
補正予算（第 1 号）説明書

令和7年度 長浜市公共下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益の収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費			3,844,678	8,977	3,853,655	
	2 営業外費用		316,426	8,977	325,403	
		1 支払利息及び企業債取扱費	286,568	8,977	295,545	企業債利息 8,977

資本の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の収入			3,371,478	3,800	3,375,278	
	1 企業債		2,453,500	3,800	2,457,300	
		1 企業債	2,453,500	3,800	2,457,300	準建設改良企業債 3,800

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の支出			4,832,504	△ 1,425	4,831,079	
	2 償還金		2,938,394	△ 1,425	2,936,969	
		1 償還金	2,938,394	△ 1,425	2,936,969	企業債償還金 △ 1,425

長浜市名誉市民条例の制定について

長浜市名誉市民条例を次のように制定する。

令和7年11月28日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市名誉市民条例

(名誉市民)

第1条 市民又は市に縁故の深い者で、公共の福祉の増進、産業及び経済の進歩又は学術及び文化スポーツの興隆に寄与及び貢献し、その功績が卓絶で市民から尊敬されるものに対して、長浜市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号を贈り、その栄誉を顕彰する。

(議会の同意)

第2条 名誉市民は、市長が議会の同意を得てこれを決定する。

(顕彰)

第3条 名誉市民には、表彰状及び記念品を贈呈する。

2 名誉市民の氏名及びその事績の概要は、市広報等により公表する。

(待遇)

第4条 名誉市民には、次の待遇を行うことができる。

- (1) 事績を将来に伝える顕彰
- (2) 市の行う式典等への招待
- (3) 相当の礼をもってする慶弔
- (4) その他市長が必要と認める待遇

(称号の取消し)

第5条 名誉市民が本人の責に帰すべき行為によって著しく名誉を失墜し、市民の尊敬を失ったと認めるときは、市長は、議会の同意を得て名誉市民の称号を取り消すことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

長浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和7年11月28日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第2条 法第34条の16第1項に規定する条例で定める基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に定めるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長浜市職員旅費支給条例の一部改正について

長浜市職員旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市職員旅費支給条例の一部を改正する条例

長浜市職員旅費支給条例（平成18年長浜市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「本条」を「この条」に改める。

第 9 条第 2 項中「異なる」を「異なる」に改める。

別表第 1 市長等の項中「13, 300 円」を「18, 700 円」に改め、同表一般職の職員の項中「10, 900 円」を「15, 600 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の宿泊から適用する。

（長浜市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

- 3 長浜市証人等の実費弁償に関する条例（平成18年長浜市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「別表第 1」を削り、同条ただし書を削る。

長浜市手数料条例の一部改正について

長浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市手数料条例の一部を改正する条例

長浜市手数料条例（平成18年長浜市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表の 3 の表 5 5 の項中「第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項」を「第 1 3 7 条の 1 2 第 1 1 項」に、同表 5 6 の項中「第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項」を「第 1 3 7 条の 1 2 第 1 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長浜市環境保全のための旅館等建築等規制条例の一部改正について

長浜市環境保全のための旅館等建築等規制条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市環境保全のための旅館等建築等規制条例の一部を改正する条例

長浜市環境保全のための旅館等建築等規制条例（平成18年長浜市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（判定及び通知）

第 5 条 市長は、前条に規定する届出を受理したときは、当該届出に係る旅館等が特定旅館であるかを判定し、その結果を速やかに当該建築主に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による判定を行う場合において必要と認めるときは、第 1 0 条第 1 項の長浜市旅館等建築規制審議会の意見を聴くことができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に受理された届出について適用し、同日前に受理された届出については、なお従前の例による。

長浜市下水道条例の一部改正について

長浜市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市下水道条例の一部を改正する条例

長浜市下水道条例（平成18年長浜市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長浜市立学校の設置等に関する条例の一部改正について

長浜市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市立学校の設置等に関する条例（平成18年長浜市条例第184号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 伊香具小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

長浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長浜市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項第 1 号中「保育士」の次に「（滋賀県の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士を含む。）」を加える。

第 1 2 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

西浅井地域振興関連施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

長浜市長 浅見 宣義

1 公の施設の名称

西浅井地域振興関連施設

- ①近江塩津駅前駐車場
- ②近江塩津駅前駐輪場所
- ③永原駅前駐輪場所
- ④北淡海・丸子船の館
- ⑤奥びわ湖水の駅
- ⑥海道・あぢかまの宿
- ⑦永原駅コミュニティハウス

2 指定管理者の名称等

長浜市西浅井町大浦1098番地4
有限会社西浅井総合サービス
代表取締役 佃 光広

3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

湖北みずどりステーションの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 公の施設の名称
湖北みずどりステーション
- 2 指定管理者の名称等
長浜市湖北町尾上107番地
4B合同会社
代表社員 山本 享平
- 3 指定期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで